

省エネ適判を省略できる場合

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 以下のいずれかに該当する場合は、省エネ適判を不要とすることができます。
- ① 仕様基準又は誘導仕様基準(以下「仕様基準等」という。)に適合
 - ② 設計住宅性能評価の実施
 - ③ 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認
- この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

省エネ適判を省略できる場合

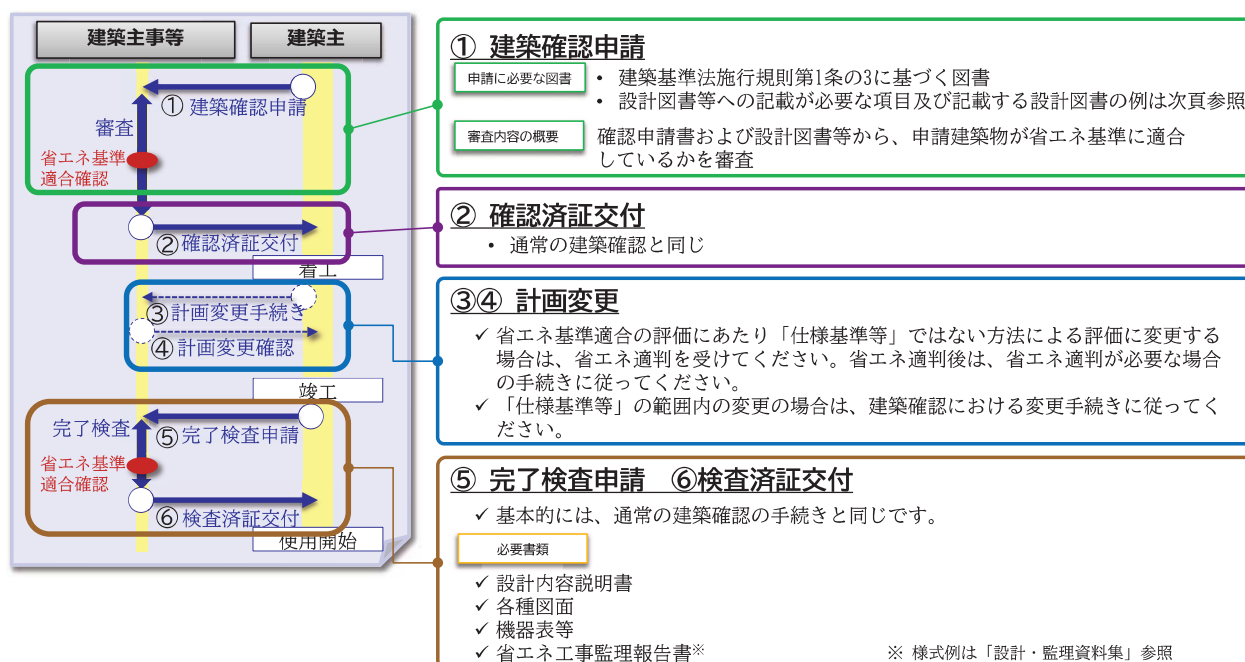
- 仕様基準又は誘導仕様基準により省エネ基準を評価する場合
 - ✓ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の両方の基準について仕様基準等により評価する場合は省エネ適判を省略することができます。
※ 外皮性能又は一次エネ性能のいずれかのみを仕様基準等により評価する場合は省エネ適判が必要です。
 - ✓ 仕様基準に適合する設計となっているかについては、建築確認審査の中で確認します。
- 設計住宅性能評価を活用する場合
 - ✓ 確認済証の交付前までに設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る)の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略できます。
 - ✓ 省エネ基準への適合は、設計住宅性能評価書により確認されます。
- 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受ける場合
 - ✓ 確認済証の交付前までに長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略できます。
 - ✓ 省エネ基準への適合は、認定書又は確認書により確認されます。

仕様基準等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 仕様基準等を活用することにより省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要です。この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。



仕様基準等を活用した場合の設計図書等への記載事項

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 仕様基準等により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える設計図書に仕様基準等関連の項目を記載することが必要です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例	種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図	暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	建築物の種類（建て方）	平面図		暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図	冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図		冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、 熱貫流率計算書	換気設備	比消費電力	仕様書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、 断面図		換気方式	仕様書、平面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図		ダクトの内径	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図		電動機の仕様	仕様書
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図	照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図	給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図		給湯機の効率等	仕様書

確認申請書の記載(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、省エネ適判を省略する場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由(該当する号番号等)の記入が必要。

確認申請書第2面8欄の記入イメージ

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- ☐ 提出済()
☐ 未提出()
☒ 提出不要()

省エネ適判省略の方法別の記入方法

省エネ基準適合の評価等方法	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

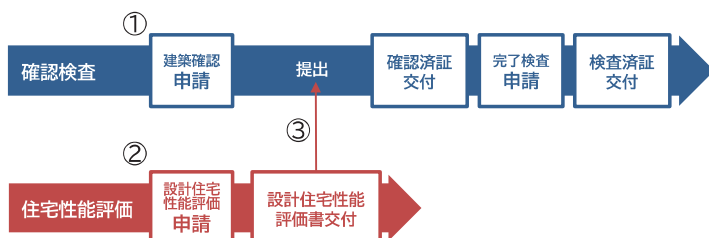
設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き①

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 確認済証が交付されるまでに**設計住宅性能評価書等**を建築主事等に**提出**することで、**省エネ適判を省略**できます。この場合、**確認申請時に【宣言書】を提出※**することが必要です。
※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要。
- 確認申請の申請先と設計住宅性能評価の**申請先が異なる場合でも**省エネ適判は省略**可能**です。
- 長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合でも同様に省エネ適判を省略可能です。

住宅性能評価等を活用した省エネ適判省略の流れ



☆ 共同住宅の単位住戸ごとに、評価書等の取得の有無が異なる場合は、全ての単位住戸を含む建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、共同住宅の一部の住戸に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

☆ 複合建築物の住宅部分に係る評価書等の交付を受ける場合であっても、非住宅部分も含めて建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、住宅部分に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

① 建築確認申請

- ・ 確認申請の添付書類として**宣言書（次頁参照）の提出※が必要**です。

※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要

② 設計住宅性能評価等の申請（通常どおり）

- ・ 確認申請を行った機関と別の機関でも構いません。

③ 設計住宅性能評価書等の提出

- ・ 設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、**速やかに評価書等又はその写しを建築主事等に提出**してください。
- ・ **確認審査の末日の3日前まで※**に設計住宅性能評価書等を**提出**してください。
- ・ 期限までに評価書等が提出されない又は困難と認められる場合、省エネ適判を受ける必要があります。この場合、確認申請書第2面の省エネ計画の提出に係る記載を修正するとともに、宣言書を取り下げる必要があります。
- ・ **共同住宅**の場合は、**全ての住戸に係る評価書等**又はその写しの提出が必要です。

※ 申請者と指定確認検査機関で事前に十分調整の上で、評価書等を提出する期日を確認検査の末日の前の任意の日に設定することは問題ありません。

設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き②

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 設計性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合は、**完了検査の申請時に、設計住宅性能評価等に要した図書及び書類(省エネ関係部分のみ)を提出**する必要があります。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、**検査報告書又はその写し**を提出してください。
- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合、変更内容に応じて完了検査申請時の提出図書が異なります。

設計住宅性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書（省エネ関係部分、変更した場合は変更に係る図書を含む）
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写し※
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
（この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される）

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合において、計画変更した場合の完了検査申請時の必要書類は計画変更の内容によって右欄のとおりとなります。

※ 軽微な変更の内容はP34～35を参照

① 以下のいずれかの軽微な変更※に該当する場合 ルートA：省エネ性能を向上・影響しないことが明らかな変更 ルートB：一定の範囲内で省エネ性能が低下させる変更	軽微な変更説明書、又は 変更設計住宅性能評価書
② ①以外の変更 ルートC：再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更 再適判：用途の変更、評価方法の変更	変更設計住宅性能評価書

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の留意点

- ☆ 本措置により省エネ適判を省略し確認を受けた建築物を**計画変更する際に、省エネ適判を新たに受けることは可能**であるが、当該省エネ適判において、**審査の合理化措置(P37)を受けることは不可**。
- ☆ 当初省エネ適判を受け確認を受けた建築物の計画を変更して、**変更手続き時に本省エネ適判省略措置をとることは不可**。